鹿児島県公報

令和７年７月１日（火）第630号の４

鹿児島県

発　行　鹿　　児　　島　　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総　務　部　学　事　法　制　課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

訓　　令

○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）　（税務課取扱い）１

訓　　令

鹿児島県訓令第７号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年７月１日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第223条第１項中「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」を「ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社」に，「「電信電話株式会社」を「「ＮＴＴ」に，「の電信電話株式会社」を「のＮＴＴ」に改め，同条第２項中「電信電話株式会社用」を「ＮＴＴ用」に，「の電信電話株式会社」を「のＮＴＴ」に改める。

第250条第３号中「の電信電話株式会社」を「のＮＴＴ」に，「電信電話株式会社用」を「ＮＴＴ用」に改める。

別記第279号様式中「　電信電話株式会社　代表取締役社長　様」を「　株式会社　代表取締役社長　様」に改める。

別記第280号様式中「電信電話株式会社用」を「ＮＴＴ用」に，「　電信電話株式会社　代表取締役社長　様」を「　株式会社　代表取締役社長　様」に，「電信電話株式会社差押通知書受付」を「ＮＴＴ差押通知書受付」に改める。

別記第281号様式中「電信電話株式会社差押通知書受付」を「ＮＴＴ差押通知書受付」に改める。

別記第328号様式中「電信電話株式会社用」を「ＮＴＴ用」に，「　電信電話株式会社　代表取締役社長　様」を「　株式会社　代表取締役社長　様」に改める。

附　則

１　この訓令は，令和７年７月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。